

観光ビジョン推進沖縄ブロック戦略会議について

内閣府沖縄総合事務局運輸部

1. 設置目的

「明日の日本を支える観光ビジョン」（以下、「観光ビジョン」という。）掲載施策の具体的な取組の推進を図るべく、「観光ビジョン推進沖縄ブロック戦略会議」（以下「沖縄ブロック戦略会議」という。）を設置・開催し、沖縄での課題解決及び沖縄の特色を活かした観光振興のための環境を整備するとともに、沖縄ブロック戦略会議に内包される会議として外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第4条に基づく協議会（以下、「法定協議会」という。）を設置し、外国人観光旅客の来訪の促進に関し必要な協議、外客来訪促進計画の策定及び同計画の実施に係る連絡調整を行う。

2. 取組事項

沖縄ブロック戦略会議は次に掲げる事項について取り組みを行う。

- (1) 観光ビジョン掲載施策の各地域での具体化に係る取組の推進
- (2) 各構成メンバーの取組に関する情報共有及び調整
- (3) 沖縄県、市町村、観光関係団体等からの相談対応（ワンストップ窓口）
- (4) 外国人観光旅客の来訪の促進に関する必要な協議及び外客来訪促進計画の策定

3. 実施体制

- (1) 沖縄ブロック戦略会議の下に、各課題・分野別にWGを設ける。
 - ・空港・港湾・二次交通の受入れ環境整備について議論するため、「空港・港湾・二次交通WG」を設置する。
 - ・上記以外の観光ビジョン掲載施策について議論するため、「観光資源魅力向上WG」を設置する。
- (2) 上記以外に必要に応じてWGを設置することができる。
- (3) 沖縄ブロック戦略会議及び各WGの構成メンバー、並びに法定協議会メンバーは別紙のとおりとする。

4. 庶務

沖縄ブロック戦略会議及び各WG、並びに法定協議会の庶務は、沖縄総合事務局運輸部が開発建設部と連携して行う。

5. 報告

- (1) 観光ビジョン掲載施策の具体的な取組の推進を図るため、地域から出た具体的な現状・課題は、隨時各WGにおいて審議し、進捗状況の把握や必要な調整等のとりまとめを行い、沖縄ブロック戦略会議に諮る。
- (2) 沖縄総合事務局運輸部は、沖縄ブロック戦略会議の検討内容をとりまとめ、観光庁へ報告する。

[※「観光ビジョン実現プログラム2020」の概要](#)

[※令和2年度沖縄ブロックの取組成果](#)

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

改正：令和2年4月1日から施行する。